

令和2年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

(1)使用料

名称	摘要
医学的適応による生殖補助医療に係る使用料	<p>○県立中央病院が、生殖補助医療実施施設として公益社団法人日本産科婦人科学会に登録されたことから、悪性腫瘍などの治療により妊孕(よう)性が失われると予測される場合に実施する生殖補助医療(以下「医学的適応による生殖補助医療」という。)をより適正に行うため、新たに医学的適応による生殖補助医療に係る使用料を徴収する。</p> <p>(体外受精)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採卵 44,550円/件 ・採精 7,150円/件 ・顕微授精 38,500円/件 ・初期胚培養 42,900円/件 ・胚盤胞培養 56,100円/件 ・凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植 35,200円/件 ・未受精卵子凍結保存 44,000円/件 ・未受精卵子融解 42,900円/件

(2)手数料

名称	摘要
豚熱ワクチン接種手数料	<p>○受益と負担の公平の確保を図るため、豚熱(CSF、豚コレラ)の発生を予防するために行う家畜に対する注射に係る手数料を新たに徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200円/件

2 単価改定分(主なもの)

(1)使用料

名称	摘要
鳥取空港における航空機への乗降に係る施設使用料(※)	<p>○国際線ターミナルに設置している旅客搭乗橋の更新等に伴い、使用料を引き上げる。(コンセッションの場合は運営権者が別途設定。(9,400円、11,400円/件(税抜))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機への乗降に係る施設(出発時)の使用料 1時間につき9,440円(現行 7,480円) ・航空機への乗降に係る施設(到着時)の使用料 1時間につき10,740円(現行 8,780円)

(2)手数料

名称	摘要
2級建築士又は木造建築士の登録他(※)	<p>○実務経験審査の厳格化による国標準令の改正に伴い、手数料を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき24,400円(現行 19,300円) ・2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき18,500円(現行 17,900円)

3 見直し影響額

区分	影響額
新設分	9,475 千円
単価改定分	71 千円

(※) 令和元年11月議会において改正済のもの。